

過誤申立(介護給付費明細書の取消)による高額介護(予防)サービス費の対応について

1.はじめに

介護保険法第51条及び第61条では、要介護者(要支援者)が受けた介護サービスに要した費用として政令で定める基準額から1割から3割の利用者負担額を控除した額が著しく高額であるときは、市町村から当該要介護者(要支援者)に対して、高額介護(予防)サービス費を支給することになっています。

2.過誤申立に伴う高額介護(予防)サービス費の実績変更について

介護保険事業者は、要介護者(要支援者)に提供したサービス費用のうち利用者負担分を除いた保険給付分について、毎月10日までに事業者が所在する都道府県の国保連合会(以下「国保連」という)に対し介護給付費明細書等を提出し国保連での審査を経た後、保険者(市町村)を通じて、介護給付費として支払いを受けます。

しかし、事業所の請求誤りや都道府県や市町村が行う実地指導により、過去に審査決定された請求実績が変更になる場合があります。

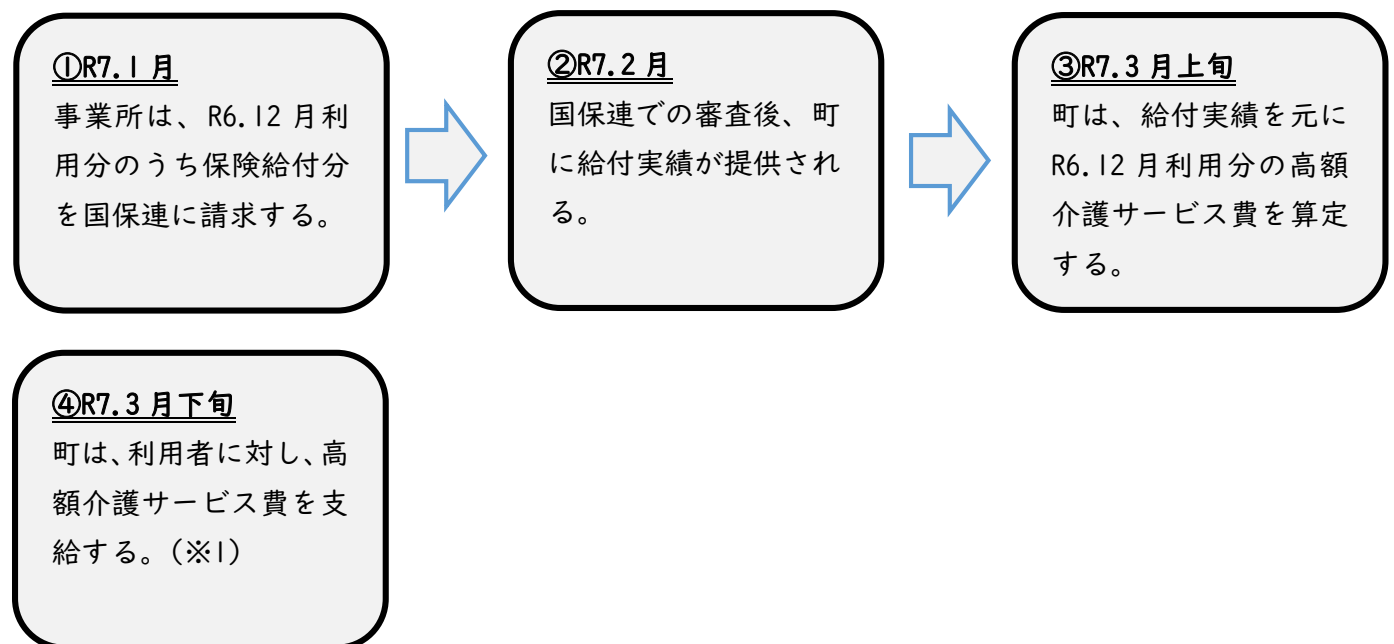
過去の請求実績を変更する場合は、保険者(市町村)に過誤申立を行い、一度請求実績を取下げた後、正しい金額で再請求します。

この過誤申立に伴い、高額介護(予防)サービス費の支給額を計算する際に使用される利用者負担額に変更が生じます。

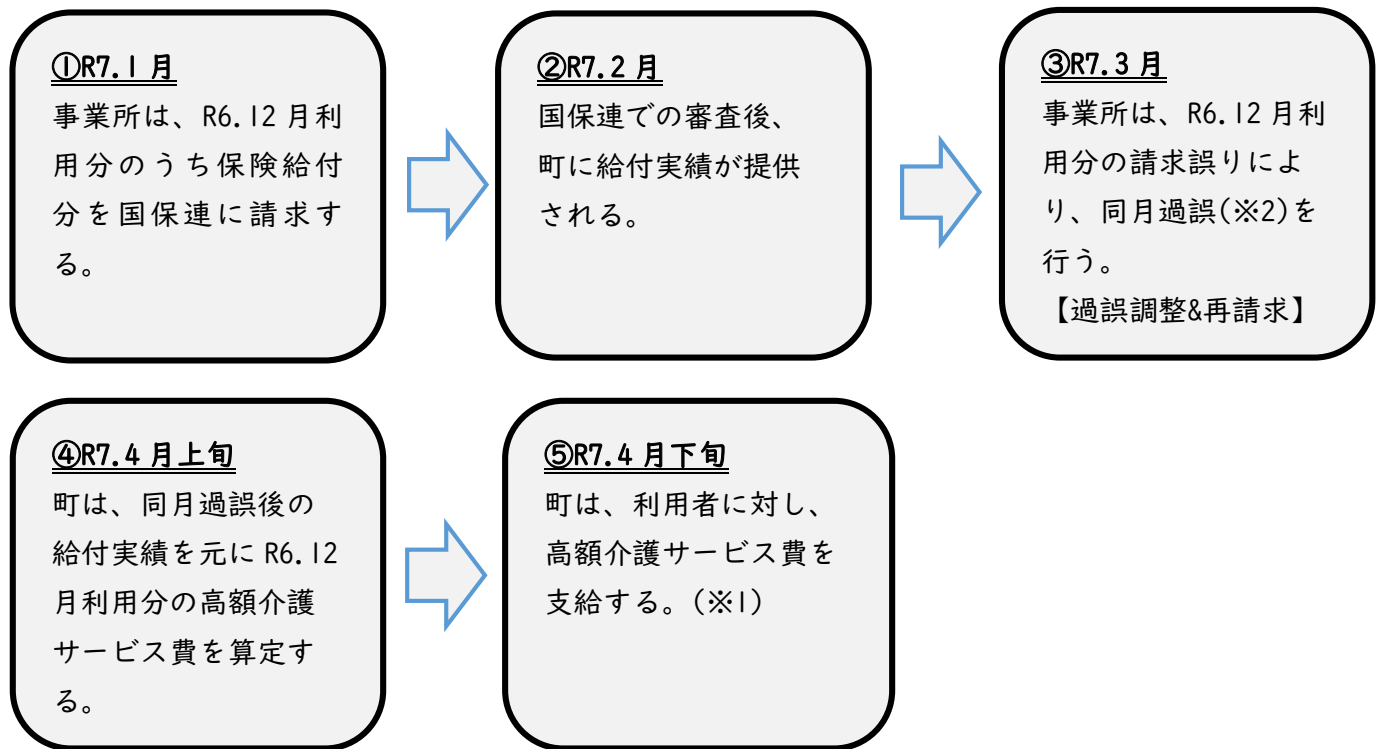
保険者(市町村)は、利用者負担額の変更に伴い当該高額介護(予防)サービス費の再計算を行い、過去に支給した高額介護(予防)サービス費について、差額が発生した場合は、受給者に対し当該サービス費の返還依頼又は追加支給の対応を行います。

3.過誤申立時の高額介護(予防)サービス費支給の流れ

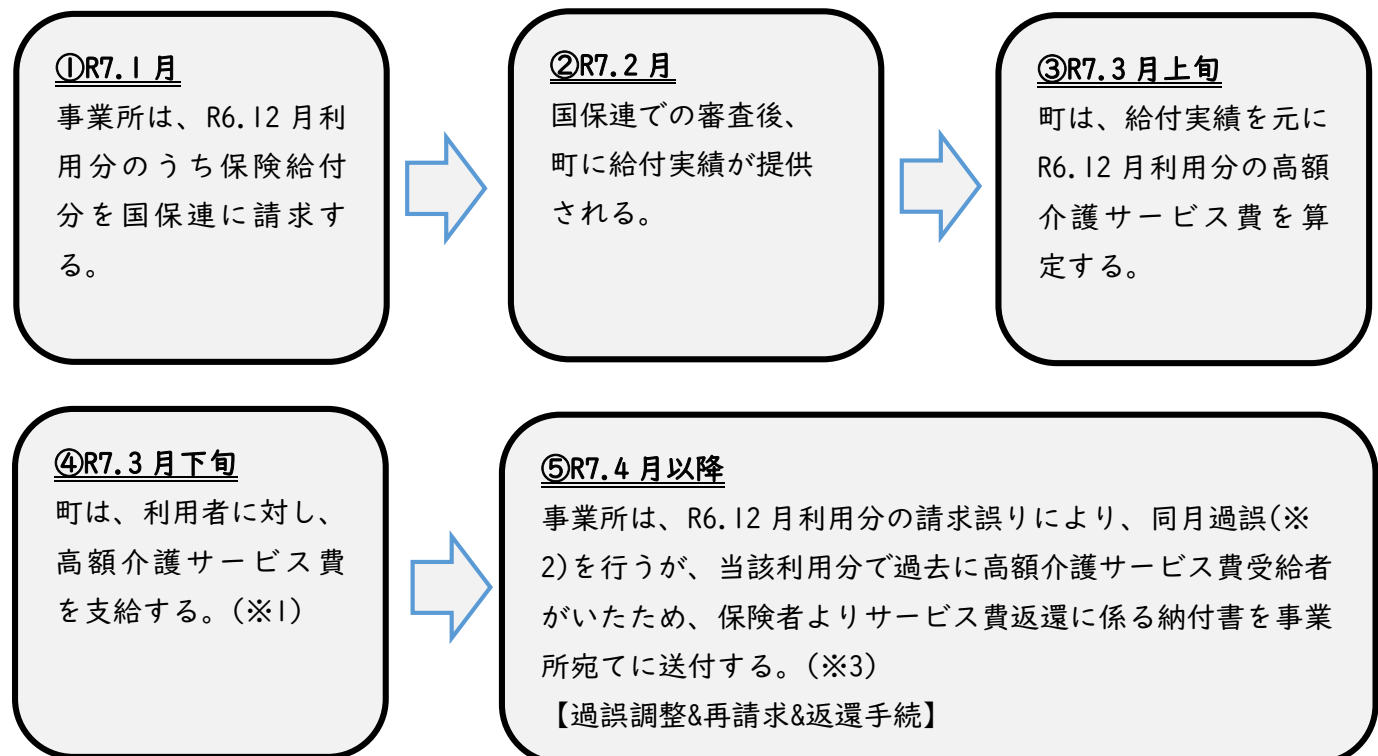
○通常の場合(過誤なし)



○高額介護(予防)サービス費支給前に過誤が発生した場合



○高額介護(予防)サービス費支給後に過誤が発生した場合



(※1)高額介護サービス費の支給額は、1月の利用者負担額から算定基準額を引いた額で算出されます。

(※2)同月過誤の場合は、過誤調整と再請求を同月に行いますが、通常過誤の場合、過誤調整月の翌々月に再請求を行うため、保険者(市町村)からの高額介護(予防)サービス費の返還依頼時期が同月過誤と異なりますのでご注意ください。

(※3)高額介護(予防)サービス費の支給後に過誤申立を行った場合の具体的な返還手続については、「4.利用者への説明について」及び「5. 返還手続について(高額介護(予防)サービス費支給後に過誤申立した場合)」をご確認ください。

4.利用者への説明について

事業所において請求誤りを確認した場合は、速やかに過誤申立を行う必要がありますが、過誤申立の際は、当該利用者に請求誤りがあったこと、高額介護(予防)サービス費の支給有無を確認し、支給を受けている場合は、高額介護(予防)サービス費に返還が発生することを利用者に説明してください。

高額介護(予防)サービス費の返還に関する説明がない場合、トラブルになる可能性があるため、事業所責任で必ず説明を行ってください。

5. 返還手続について(高額介護(予防)サービス費支給後に過誤申立した場合)

過誤申立に伴い高額介護(予防)サービス費に返還が生じた場合、以下のとおり返還手続を行います。

【過誤申請】

- ①事業所は、保険者(市町村)に過誤申立を行い、対象月の請求を取り下げます(事業所→町→国保連)
- ②事業所は、国保連に正しい金額で再請求を行います(事業所→国保連)
- ③事業所は、利用者に対し返金手続を行うとともに、町から高額介護(予防)サービス費の支給を受けているか、利用者又は利用者家族に確認を行ってください(事業所→利用者又は利用者家族)
- ④事業所は、当該利用者が受給を受けている場合、町への返還金が発生することを利用者又は利用者家族に説明してください(事業所→利用者又は利用者家族)

【高額介護(予防)サービス費の返還】

- ⑤事業所の再請求手続後、町は国保連より給付実績を受領し、高額介護(予防)サービス費の再計算を行います(国保連→町)

例)(1)算定基準額 44,000 円 (2)利用者負担額 50,000 円
(2)-(1)=(3)6,000 円 ➡ 高額介護(予防)サービス費として利用者に 6,000 円を支給。
…その後、過誤申立により利用者負担額が 40,000 円に修正される。
(1)算定基準額 44,000 円(変更無) (4)利用者負担額 40,000 円(変更有)
(4)-(3)-(1)=-10,000 円 ➡ 10,000 円が過大支給のため、町に返還が必要になる。

- ⑥町は高額介護(予防)サービス費の支給を受けている利用者又は利用者家族に対し、返還用の納付書を送付します(町→利用者又は利用者家族)
- ⑦利用者又は利用者家族は、金融機関等で返還金を納付します(利用者又は利用者家族→町)

6. 注意事項について

- ・高額介護(予防)サービス費支給前に過誤申立をした場合、事業所の再請求手続により、当該利用者(同一世帯の受給者含む)への支給が遅れる場合があります。
- ・高額介護(予防)サービス費は、同一世帯に介護サービスの利用のある配偶者等がいる場合、利用者負担額を世帯合算するため、過誤対象となっていない配偶者等についても返還が発生する場合があります。
- ・過誤申立の結果、利用者負担が増額となった場合、高額介護(予防)サービス費が追加支給となります。
追加支給となった場合は、町から直接利用者に追加支給を行います。
- ・当町では、同月過誤は申立月の前月 25 日まで、通常過誤は申立月の 10 日までに提出があった分に限
り、翌月以降に再請求ができます(給付管理票との同時修正は不可)。

7. 問合せ先

鳩山町長寿福祉課介護保険担当

TEL：049-296-1210(直通) 内線 145